

m a c 郡家店 (No.1363)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 27 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		名 称 株式会社みすずホールディングス 住 所 高松市多肥上町 56 番地 1 代表者 塩田 勉								
大規模小売店舗の名称及び所在地		名 称 m a c 郡家店 所在地 丸亀市郡家町 3270 番地 1 外								
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		名 称 株式会社大屋 住 所 愛媛県西条市西田甲 590 番地 2 代表者 伊藤 慎太郎								
大規模小売店舗の新設をする日		令和 8 年 2 月 18 日								
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1, 155 m ²								
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位 置 図面 3 建物配置図 参照 収容台数 57 台								
	駐輪場の位置及び収容台数	位 置 図面 3 建物配置図 参照 収容台数 17 台								
	荷さばき施設の位置及び面積	位 置 図面 3 建物配置図 参照 面 積 87.6 m ²								
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 図面 3 建物配置図 参照 容 量 7.56 m ³								
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	<table><tr><td>名 称</td><td>開店時刻</td><td>閉店時刻</td></tr><tr><td>株式会社大屋</td><td>午前 9 時 00 分</td><td>午後 12 時 00 分</td></tr></table>			名 称	開店時刻	閉店時刻	株式会社大屋	午前 9 時 00 分	午後 12 時 00 分
	名 称	開店時刻	閉店時刻							
	株式会社大屋	午前 9 時 00 分	午後 12 時 00 分							
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで								
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	位 置 図面 3 建物配置図 参照 箇所数 1 箇所									
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 1：午前 6 時から午後 10 時まで 荷さばき施設 2：午前 6 時から午前 8 時 30 分まで									

2 届出年月日 令和 7 年 6 月 17 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課

縦覧期間： 令和 7 年 6 月 27 日から令和 7 年 10 月 27 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 7 年 10 月 27 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ